

仙台市スポーツ施設運営要領

(平成 15 年 3 月 31 日市民局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市スポーツ施設条例（昭和 59 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び仙台市スポーツ施設条例施行規則（平成 15 年仙台市規則第 53 号。以下「規則」という。）に規定する施設の使用料の徴収、減免及び返還（減免及び返還の基準の決定に関するものを除く。）及び利用許可に関し、他に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 条例第 2 条に規定するスポーツ施設をいう。
- (2) 予約システム規則 仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成 15 年仙台市規則第 87 号）をいう。
- (3) 登録者 予約システム規則第 8 条第 1 項に規定する者
- (4) 利用者カード 予約システム規則第 8 条第 1 項に規定する利用者カード

(供用時間及び休館日等)

第 3 条 規則第 3 条ただし書きの市長が必要と認めるときとは、スポーツ施設の利用の状況から供用時間を変更する必要がある場合をいう。

2 規則第 4 条第 1 項第 2 号のその他市長が必要と認める日とは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) スポーツ施設の維持管理のために整備を行う期間又は時間及び毎月の施設の保守点検を行う場合
- (2) 災害、事故その他やむを得ない事由により、スポーツ施設を使用することができない場合又は著しく困難である場合

(専用使用の申し込み等)

第 4 条 規則第 5 条第 1 項の使用申込書は様式 1－1 又は様式 1－2 又は様式 1－3（仙台市陸上競技場に限る。）のとおりとする。

2 前項の申込書の受付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じた、当該各号に定める窓口の受付時間内に行うものとする。ただし、12 月 28 日及び 1 月 4 日（仙台市陸上競技場を除く。）並びに規則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 項に定める休館日等に該当する日は、午前 9 時から午後 5 時までの時間に限り受付を行うものとする。

- (1) 別表 1 の施設 別表 2 の窓口及び受付時間
- (2) 別表 1 の施設以外のスポーツ施設 使用しようとする施設の窓口

3 規則第 5 条第 2 項の使用承認書は、様式 2－1 又は様式 2－2 又は様式 2－3（仙台市陸上競技場に限る。）のとおりする。

4 規則第 5 条第 3 項に規定する別に定めるスポーツ施設は、規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する施設とする。

5 前項に規定するスポーツ施設を使用しようとする登録者は、予約システム規則第 3 条第 2 項に掲げる方法により使用申込みを行うことができる。

6 前項の方法により使用申込みを行った者が、前項に定める使用申込みの操作を完了した場合は、そのときをもって使用申込書の提出があったものとみなす。

7 第 5 項の方法により使用申込みを行った者のうち口座振替による使用料の納入ができる旨登録された者が、第 5 項に定める使用申込みの操作を完了した場合は、そのときをもって使用承認書の交付がなさ

れたものとみなす。

- 8 次年度の使用にかかる専用使用の申込みは、第8条の優先仮予約の承認を得て行う場合を除き、2月1日まで（仙台市陸上競技場にあつては1月31日まで）行えないものとする。
- 9 仙台市新田東総合運動場（以下「新田東総合運動場」という。）宮城野体育館サウンドテーブルテニス室を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合は、新田東総合運動場の窓口へ口頭で申し入れることにより、使用申込書の提出があったものとみなす。
 - (1) 仙台市スポーツ施設使用料減免要領（平成15年3月31日市民局長決裁。以下「減免要領」という。）第2条第1項第1号ク（ア）から（キ）までに掲げる個人の登録者が専用使用する場合
 - (2) 減免要領第2条第1項第1号ク（ア）から（キ）までに掲げる者が、スポーツ振興課長が別に定める団体登録を行い専用使用する場合

（抽選）

- 第5条 別表1の施設、別表3の個別施設及び新田東総合運動場（宮城野体育館第二競技場、仙台市民球場（野球場及びボルダリング室に限る。）並びにアーチェリー場に限る。）の使用申込みを行おうとする者のうち登録者は、予約システム規則第3条第1項第3号に定めるサービスにより当選の認定を受けることができる。
- 2 前項の当選の認定を受けようとする者は、既に行っている第8条第1項の優先仮予約の承認及び使用承認に係る使用等と重複しない範囲において、市長あて抽選申込みを行うものとする。
 - 3 前項の抽選申込みを行おうとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める方法により、同表の右欄に定める期間内に行うものとする。ただし、次年度の使用にかかる抽選申込みは、1月15日まで行えないものとする。

施設	申込方法	申込期間
別表1の施設（仙台市泉総合運動場泉グラウンド（以下「泉グラウンド」という。）については、一部を専用使用する場合に限る。）	別表2の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の2月前の16日から同月末日までの期間
泉グラウンド（全部部を専用使用する場合に限る。）	別表2の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の3月前の16日から同月末日までの期間
別表3の個別施設（競技場の全部を専用使用する場合に限る。）	使用しようとする施設の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の7月前の16日から同月末日までの期間
別表3の個別施設（競技場の一部を専用使用する場合に限る。）、新田東総合運動場（宮城野体育館第二競技場、仙台市民球場（野球場及びボルダリング室に限る。）並びにアーチェリー場に限る。）	使用しようとする施設の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の4月前の16日から同月末日までの期間

- 4 市長は、次の各号に掲げる抽選申込みについては、受け付けないものとする。
 - (1) 予約システム規則第5条第2項第1号に該当する登録者が庭球場以外のスポーツ施設を対象に行った抽選申込み
 - (2) 別表1の施設について同表の使用時間帯区分以外の時間を対象に行った抽選申込み
 - (3) 別表3の個別施設について同表の使用時間帯区分以外の時間を対象に行った抽選申込み

- (4) 1 申込者あたり使用しようとする月あたりの抽選申込みを受け付けた件数が、次の使用の区分に応じた件数を超えた抽選申込み
- ア 別表 1 の庭球場の使用 仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領（平成 16 年 3 月 31 日建設局長決裁）別表 1 の庭球場の件数と合算して 6 件
 - イ 別表 1 のグラウンド、野球場の使用（カに該当する場合を除く。） 仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領（平成 16 年 3 月 31 日建設局長決裁）別表 1 の野球場、運動広場の件数と合算して 6 件
 - ウ 別表 3 の個別施設の使用（エに該当する場合を除く。） 4 件
 - エ 別表 3 の個別施設のうち競技場の一部の使用（オに該当する場合を除く。） 4 件
 - オ 仙台市屋内グラウンド競技場の一部（1／3 以下の面積割合に限る。）の使用 4 件
 - カ 泉グラウンドの使用 6 件
 - キ 新田東総合運動場宮城野体育館第二競技場 4 件
 - ク 新田東総合運動場仙台市民球場野球場 4 件
 - ケ 新田東総合運動場仙台市民球場ボルダリング室 4 件
 - コ 新田東総合運動場アーチェリー場 4 件
- (5) 第 3 項に定める期間以外の期間に行われた抽選申込み
- (6) 第 3 項に定める方法以外の方法により行われた抽選申込み
- 5 抽選申込みを受け付けられた者が、第 3 項に定める期間内に抽選申込みに係る使用を行わないことになったときは、第 3 項の表中欄に定める方法により速やかに抽選申込みの取りやめを行うものとする。
- 6 市長は、第 3 項の規定により抽選申込を受け付けた場合は、第 3 項の表右欄に定める期間の属する月の翌月の 1 日に抽選を行い、1 申込者あたり使用しようとする月あたりの件数が、次の使用の区分に応じた件数を上限に当選の認定を行うものとする。
- (1) 別表 1 の庭球場（第 5 号に該当する場合を除く。）の使用 仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領（平成 16 年 3 月 31 日建設局長決裁）別表 1 の庭球場の件数と合算して 3 件
 - (2) 別表 1 のグラウンド、野球場（第 5 号に該当する場合を除く。）の使用 仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領（平成 16 年 3 月 31 日建設局長決裁）別表 1 の野球場、運動広場の件数と合算して 3 件
 - (3) 別表 3 の個別施設の使用（次号に該当する場合を除く。） 4 件
 - (4) 別表 3 の個別施設のうち競技場の一部の使用（次号に該当する場合を除く。） 4 件
 - (5) 仙台市屋内グラウンド競技場の一部（1／3 以下の面積割合に限る。）の使用 4 件
 - (6) 泉グラウンドの使用 3 件
 - (7) 新田東総合運動場宮城野体育館第二競技場 4 件
 - (8) 新田東総合運動場仙台市民球場野球場 4 件
 - (9) 新田東総合運動場仙台市民球場ボルダリング室 4 件
 - (10) 新田東総合運動場アーチェリー場 4 件
- 7 市長は、抽選結果を予約システム規則第 3 条第 2 項に規定する方法により、抽選を行った日の翌日の午前 9 時に申込者に対し通知するものとする。
- 8 当選の認定の有効期限は、第 6 項に定める抽選を行った日の属する月の 9 日とする。
- 9 前項の当選の認定の有効期限までの期間は、当該当選の承認を受けた者以外の者は、当該当選の認定に係る使用と重複する使用に係る使用申込みを行うことができないものとする。
- 10 当選の認定を受けた者は、第 8 項に定める有効期限までに、当選の承認に係る使用を行わないことになったときは、第 3 項の表中欄に定める方法により、速やかに当選の辞退の申出を行うものとする。この場合においては、第 8 項の規定にかかわらず、当該辞退の申出が行われたときをもって、有効期限に達したものとみなす。

（仮予約）

第6条 別表3の個別施設並びに新田東総合運場（宮城野体育館第二競技場，仙台市民球場（野球場及びボルダリング室に限る。）並びにアーチェリー場に限る。）の専用使用申込みを行おうとする登録者は，仮予約の承認を受けることができる。

- 2 前項の仮予約の承認を受けようとする者は，既に行われている当選の認定及び仮予約の承認のうち有効期限に達していない使用並びに第8条第1項の優先仮予約の承認及び使用承認に係る使用等と重複しない範囲において，指定管理者あて仮予約申込みを行うものとする。
- 3 前項の仮予約申込みを行おうとする者は，次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ，同表の中欄に定める方法により，同表の右欄に定める期間内（前条第3項に規定する抽選申込期間及び当該期間の最終日の翌日を除く。）に行うものとする。ただし，次年度の使用にかかる仮予約申込みは，1月31日まで行えないものとする。

施設	申込方法	申込期間
別表3の施設（競技場の全部を専用使用する場合に限る。）	使用しようとする施設の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の6月前の2日の午前9時から使用日の14日前までの期間
別表3の施設（競技場の一部を専用使用する場合に限る。），新田東総合運動場（宮城野体育館第二競技場，仙台市民球場（野球場及びボルダリング室に限る。）並びにアーチェリー場に限る。）	使用しようとする施設の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項に掲げる方法	使用日の属する月の3月前の2日の午前9時から使用日の14日前までの期間

- 4 指定管理者は仮予約の申込みを受け付けた場合は，次の各号に該当する場合を除き，仮予約の承認を行うものとする。
 - (1) 前項に定める期間以外の期間に仮予約の申込みがなされた場合
 - (2) 前項に定める方法以外の方法で仮予約の申込みがなされた場合
- 5 仮予約の承認の有効期限は，仮予約の申込みを行った日から起算して8日後の日とする。ただし，期限の日が施設の休館日に当たるときは，その直後の開館日とする。
- 6 前項の有効期限までの期間は，当該仮予約の承認を受けた者以外の者は，当該仮予約の承認に係る使用と重複する使用に係る使用申込み及び仮予約申込みを行うことができないものとする。
- 7 仮予約の承認を受けた者が，第5項の有効期限の日までに，当該仮予約に係る使用を行わないことになったときは，仮予約申込みの取りやめを行うものとする。この場合においては，第5項の規定にかかわらず，当該取消しを行われたときをもって，有効期限に達したものとみなす。

（使用申込期間の特例）

第7条 規則第5条第1項ただし書に定める市長が特に必要と認める場合は，次に定める場合とする。

- (1) 第8条第1項の場合
- (2) 第4条第8項の場合

（優先仮予約）

第8条 登録者は，あらかじめ指定管理者から優先仮予約の承認を受けることにより，使用日の属する年度の前年度1月11日から指定管理者に使用申込書を提出することができる。

- 2 優先仮予約の承認を受けようとする者は，優先仮予約承認申請書（様式3）（以下この条において単に「申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 申請書には，スポーツ大会・行事の開催要項等を添付するものとする。

- 4 市長は、申請書の内容が次項から第7項までに該当することを確認した場合は、その旨を記載した申請書を当該施設の指定管理者に送付し、指定管理者は、優先仮予約の承認を行い優先仮予約承認書（様式3）により申請者に通知するものとする。ただし、次条の使用調整を行った使用にあっては、市長は施設使用計画書を提出した者に調整結果を通知し、指定管理者は当該使用の優先仮予約を承認するものとする。
- 5 申請書は、次に掲げる区分に応じて提出できるものとする。ただし、スポーツコミッションせんだいが招致する事業及びスポーツ振興課長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (1) 国際規模のスポーツ大会並びにスポーツ振興課が実施又は招致する事業（仙台市民総合体育大会を除く。）及び別表6に掲げる団体のリーグ公式戦等 使用日の属する年度の2年度前の初日から
 - (2) 全国規模のスポーツ大会 使用日の属する年度の前年度の初日から
 - (3) 仙台市中学校体育連盟が実施するスポーツ大会 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (4) 東北地区規模以上のスポーツ大会 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (5) 宮城県高等学校体育連盟が実施するスポーツ大会 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (6) 指定管理者が実施するスポーツ教室及び指導者講習会等 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (7) 仙台市（スポーツ振興課を除く。）が実施する事業 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (8) 各区学区民体育振興会が実施する仙台市学区民大会の予選大会 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - (9) 次に掲げる団体が行うが行うスポーツ大会（当該団体が主管するものを含む。） 次条の使用調整のために市長が提出を求める日から
 - ア 仙台市スポーツ協会、仙台市スポーツ協会に加盟する各種目別競技団体、各区スポーツ協会及び仙台市スポーツ少年団並びにこれらの団体の区規模程度以上の下部団体
 - イ 仙台市障害者スポーツ協会及び仙台市障害者スポーツ協会に加盟する団体
 - ウ 仙台市レクリエーション協会、各区レクリエーション協会及び仙台市レクリエーション協会に加盟する各種目別団体
 - エ 各区マイタウンスポーツ協会
 - オ スポーツ振興課長が必要と認める団体
 - (10) 上記以外の使用 次条第1項第3号の使用調整の終了日の翌日から
- 6 前項第10号の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 参加するチーム数が概ね10以上のスポーツ大会等
 - (2) 会議室等を使用するスポーツに関する総会、抽選会、代表者会議等
 - (3) スポーツに関する指導者講習会、審判講習会等
 - (4) スポーツ振興課長が認めるプロスポーツイベント等
 - (5) 仙台市体育館第一競技場、宮城野体育館第一競技場又は青葉体育館競技場を使用する行事で、行事の規模からしてその競技場を使用する必要があると認められるもの
- 7 申請書を提出できる時期は、第5項に定める日から次に掲げる日又は使用日の属する年度の前年度の1月10日のいずれか遅い日までとする。ただし、原則として、第9条の使用調整の期間には提出できないものとする。
- (1) 規則第5条第1項第1号の施設 使用日の属する月の3月前の20日まで
 - (2) 規則第5条第1項第2号の施設 使用日の属する月の3月前の10日まで
 - (3) 規則第5条第1項第3号の施設 使用日の属する月の4月前の10日まで
 - (4) 規則第5条第1項第4号の施設 使用日の属する月の7月前の10日まで

- 8 指定管理者は、条例第4条第4項に定める納期限までに同条又は条例第4条の2の使用料を納入していない使用があるときは優先仮予約を承認しないことができる。
- 9 優先仮予約の承認を受けた者は、使用日の属する月の3月前の25日までに使用申込みを行うものとする。
- 10 指定管理者は、優先仮予約の承認を受けた者が使用日の属する月の3月前の25日までに使用申込みを行わなかった場合は、優先仮予約の承認を取り消すものとする。ただし、スポーツ振興課長が認める場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、前項の規定により優先仮予約の承認の取消しを行ったときは、取り消した者に対し優先仮予約承認取消通知書（様式4）により通知するものとする。
- 12 新田東総合運動場宮城野体育館第二競技場、仙台市民球場、仙台市武道館（武道目的に限る。）、泉総合運動場泉サッカー場、泉武道館（武道目的に限る。）、泉グラウンド及び仙台市陸上競技場の優先仮予約については、スポーツ振興課長が別に定める。

（使用調整）

- 第9条 市長は、次の各号の使用にあつては、当該各号の期間内に、対象となる団体（前条第5項第4号にあつては使用計画書の提出を求める時期までに優先仮予約の希望があった団体）に対し、同条第2項の規定にかかわらず、施設使用計画書の提出を求め使用調整を行うものとする。この場合において、使用日及び使用施設が重なった場合は、原則、同条第5項各号の順に優先するものとし、同項第1号の別表6に掲げる団体のリーグ公式戦等の使用日及び使用施設が重なった場合は、別表6の各項の順に優先するものとする。
- (1) 前条第5項第3号から第6号までに掲げる使用 使用日の属する年度の前年度の9月1日から9月30日までの間で市長が定める日まで
 - (2) 前条第5項第7号及び第8号に掲げる使用 使用日の属する年度の前年度の10月1日から10月31日までの間で市長が定める日まで
 - (3) 前条第5項第9号に掲げる使用 使用日の属する年度の前年度の11月1日から12月28日までの間で市長が定める日まで
- 2 市長は、前項第3号の使用にあつては使用調整会議を開催することができる。
- 3 第1項の使用調整において、新田東総合運動場宮城野体育館第二競技場のみを使用する場合は、障害者団体が優先されるものとする。

（使用取りやめ申し出手続きの特例）

- 第10条 規則第5条の2ただし書きに規定する市長が特別な事由があると認めるときは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 登録者が次の各号のいずれかにより使用取りやめを行う場合
 - ア 口座振替により使用料の納入する旨登録された者が取りやめを行う場合
 - イ 使用料を納入した後に取りやめを行う場合
 - ウ 使用日の14日前以前の日に取りやめを行う場合
 - (2) 予約システム規則第3条第2項に掲げる方法を利用して使用取りやめを行う場合
 - (3) 別表1の施設の使用取りやめを行う場合
- 2 前項に該当する使用取りやめがあった場合は、前項第2号に定める取りやめの操作が完了した日をもって、規則第5条の2の使用取りやめ申出書の提出があったものとみなす。

（事前確保）

- 第11条 次に定める場合において、スポーツ振興課長及び指定管理者は、スポーツ施設の使用時間を事前に確保することができる。

- (1) 第9条第1項第3号の使用について施設使用計画書の提出を求める時期までに、次年度の休日及び土曜日について、第5条に定める抽選の申込み並びに第8条第1項の優先使用仮予約を行える日及び時間帯をあらかじめ確保する必要があるとスポーツ振興課長又は指定管理者が認める場合
- (2) 競技場の一部を1時間単位で専用使用するための申込みの受付を開始する時期までに、使用申込みをすることができる時間をあらかじめ確保する必要があるとスポーツ振興課長又は指定管理者が認める場合
- (3) 個人使用するための申込みの受付を開始する時期までに、個人使用の申込みをすることができる日及び時間帯をあらかじめ確保する必要があるとスポーツ振興課長又は指定管理者が認める場合
- (4) 前3号に定めるほか、スポーツ振興課長が特に必要と認める場合

(使用料の後納)

第12条 規則第5条の4第2号に規定する市長が特別な事由があると認める場合は、市長が使用料の後納を承認した場合とする。

- 2 前項に定める使用料の後納の承認を受けようとする者は、使用申込みを行った日から起算して11日以内の日又は使用承認書を受領するときまでの何れか早い時期までに、使用料の後納承認申請を市長に対し行うものとする。
- 3 第1項に定める承認にあつては、登録者が行った申請のうち、次の各号に掲げる場合の承認基準の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日を納期限に定めるものとする。
 - (1) 使用者が地方公共団体等であるため、その内部手続き上の事由により、使用許可の際に使用料を納入することが困難であると認められるとき 使用日の前日までの日（附帯設備等使用日当日に調定する使用料については、使用日以降14日以内の日）
 - (2) 使用料が多額（別表1の施設は6万円以上、その他の施設は10万円以上）の場合 使用する日以降14日以内の日
 - (3) 口座振替による使用料の納入ができる旨登録されていない者が予約システム規則第3条第2項に定める方法により別表1中欄に定める施設の使用申込みをしたとき 使用許可を受けた日から起算して11日以内の日
 - (4) 県外に居住している等のため使用許可の際に使用料を納入することが困難であると認められるとき 使用日
 - (5) 新田東総合運動場仙台市民球場について第8条の優先仮予約の承認を受けた者が使用申込みをしたとき 使用日以降14日以内の日
 - (6) その他スポーツ振興課長が特別な事由があると認めるとき 別途指定する日
- 4 市長は、使用料の後納を認めたときは、使用承認書に次の事項を記載しなければならない。ただし、前項第4号による場合はこの限りでない。
 - (1) 使用料の後納を承認したこと
 - (2) 前項各号に掲げる承認の根拠
 - (3) 納入期限

(使用料の返還)

第13条 規則第6条の規定により使用料の返還を受けようとする者は、次条に規定する場合を除き、還付請求書（様式5-1又は様式5-2）に使用承認書と領収書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 使用承認を受けた者が、前項に規定する手続を他の者に行わせようとする場合は、前項に定める書類の他、別に定める委任状を市長に提出するものとする。

(使用料の返還手続の特例)

第14条 規則第6条第4項ただし書に規定する市長が特別な事由があると認めるときは、使用料の返還

を請求する者が、規則第5条の4第1号の規定により使用料の後納の承認を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする

- (1) 第10条第1項第2号に定める方法により使用取りやめを行った場合
 - (2) 条例第4条の2第1号に該当する場合
- 2 前項の場合にあつては、市長は口座振替により使用料の納入する旨登録された口座に振込む方法により使用料を返還するものとする。
- 3 前項の方法で使用料の返還が完了した場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に使用料の還付請求書の提出がなされたものとみなす。
- (1) 第1項第1号に該当する場合 使用の取りやめの操作を完了した日
 - (2) 第1項第2号に該当する場合 使用日

(個人使用の申し込み等)

第15条 個人使用の申込みは、使用日において、使用しようとする施設の窓口で行うものとする。

- 2 個人使用の申込みは、規則第3条の表右欄に定める時間内に行うものとする。

(回数券の共通仕様等)

第16条 個人使用回数券は、別表4左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる施設において共通使用することができる。

(事前協議)

第17条 スポーツ施設等を専用使用し大会、行事等を開催しようとする者は、使用申込みを行う前に施設と協議を行うものとし、主催者側の連絡責任を明確にしなければならない。

(原状回復)

第18条 会場準備及び使用後の原状回復は使用者が行うものとし、これに要した費用は使用者の負担とする。

- 2 使用者が自らの責任において原状回復ができない場合は、スポーツ施設等において原状回復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(スポーツ施設等を使用する意思の認定)

第19条 規則第5条の5第4項のスポーツ施設を使用する意思があると認められないときは、次の各号に掲げる場合以外の場合とする。

- (1) 使用許可を受けた施設が別表1の施設以外のスポーツ施設の場合
- (2) 使用許可を受けた施設が別表1の施設の場合で、次に掲げる場合
 - ア 第8条の優先仮予約の承認を受けて使用申込みを行った場合
 - イ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者が使用申込みを行った場合
 - ウ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者以外の者が使用申込みを行った場合で使用料の後納の納期限が使用日の14日前の日以前の日に該当する場合
 - エ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者以外の者が使用申込みを行った場合かつ使用料の後納の納期限が使用日の13日前の日から使用日までの期間に該当する場合で、次のいずれにも該当しない場合とする。
 - い 納期限の日までに、使用承認を受けた内容で使用する旨及び速やかに使用料を納入する旨の連絡が窓口あてあり、使用日までに使用料の納入があった場合
 - ろ 別表5の施設を使用する場合で、使用を行った場合

(使用者の遵守事項)

第 20 条 使用者は、規則第 12 条に規定するもののほか、使用承認書の記載事項を遵守するものとする。

- 2 使用者は、施設使用を開始する際は、使用承認書（第 4 条第 7 項に該当する者にあつては、利用者カード）を受付窓口に提示するものとする。
- 3 使用者は、体育館競技場等を使用する場合、床を保護するため、次の各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 土足で入場するとき又は機材等を搬入するときは、施設備え付けのフロアシートを敷設するものとする。
 - (2) 仮設舞台、特設スタンド、特設リング等の設置又は展示会等で使用するときは、シート、合板、フロアシートの 3 枚重ねで敷設するものとする。

(標準処理期間)

第 21 条 次の各号についての申請がなされた場合に、仙台市行政手続条例（平成 7 年仙台市条例第 1 号）

第 4 条第 1 項の規定による当該申請に対する処分をするまでに通常必要な標準的な期間は、当該各号によるものとする。

- (1) 規則第 5 条の専用使用許可、第 5 条の抽選、第 6 条の仮予約及び第 12 条の使用料の後納（同条第 3 項第 6 号を除く。） 1 日
- (2) 第 8 条の優先仮予約（第 9 条の使用調整を行うものを除く。） 5 日（仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条の休日を除く。）
- (3) 規則第 6 条の使用料の返還 60 日（仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条の休日を除く。）

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 15 年 10 月 3 日改正）

（実施期日）

この改正は、平成 15 年 10 月 3 日から実施する。

（経過措置）

- 1 平成 15 年 10 月 31 日までの間は、第 4 条第 2 項(3)の規定中「別表 2」を「青葉区受付事務所」と読み替えるものとする。
- 2 この改正を実施する前に、評定河原球場(野球場・庭球場)を 11 月に使用しようとする者が行った抽選申込みは、第 5 条第 1 項に規定に基づき行われたものとみなす。
- 3 この改正を実施する前に、財団法人仙台市公園緑地協会が行った、平成 15 年 12 月に該当する日の抽選の申込みができない評定河原球場(野球場・庭球場)の日及び時間帯に関する掲示は第 5 条第 3 項に規定に基づき行われたものとみなす。
- 4 この改正を実施する前に、財団法人仙台市公園緑地協会が行った平成 15 年 11 月に該当する日を使用日とする抽選の結果の通知は、第 5 条第 4 項に規定に基づき通知されたものとみなす。

附 則（平成 15 年 11 月 15 日改正）

（実施期日）

この改正は、平成 15 年 11 月 16 日から実施する。

（経過措置）

- 1 改正後の第 8 条の規定（第 10 項及び第 11 項の規定を除く。）は、実施期日以後になされる願出について適用する。
- 2 実施期日において行なわれている使用調整会議に関する事務は、改正後の第 10 条の規定により行われているものとみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日改正）

（実施期日）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 16 年 4 月 22 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。ただし、仙台市北中山コミュニティグラウンドに関する第 12 条第 1 項の規定の適用については、平成 16 年 5 月 1 日から、第 15 条第 1 項の改正規定については、改正の日から実施する。

（経過措置）

- 2 第 12 条第 1 項の規定を、仙台市北中山コミュニティグラウンドについて、平成 16 年 5 月 10 日までの間に適用する場合においては、同項中「次年度」とあるのは「当年度」と読替えるものとする。

附 則（平成 16 年 10 月 22 日改正）

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 8 月 24 日改正）

この改正は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 5 月 18 日改正）

この改正は、平成 19 年 5 月 20 日から実施する。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日改正）

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 10 月 25 日改正）

この改正は、平成 19 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 4 月 11 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 26 日から実施する。

附 則（平成 20 年 8 月 11 日改正）

この改正は、平成 20 年 8 月 11 日から実施する。

附 則（平成 20 年 12 月 11 日改正）

この改正は、平成 21 年 1 月 10 日から実施する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日改正）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施期日前に発行された個人使用回数券については、改正後の第 16 条の規定に基づき発行されたものとみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日改正）

この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成31年3月20日改正）

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年3月31日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月29日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年4月7日改正）

この改正は、令和5年4月10日から実施する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年3月25日改正）

この改正は、令和8年4月1日から実施する。